

# FMCだより

近年はクールビズが5月から始まるように、早くから暑い日がふえてきました。一年で最も過ごしやすい陽気は、いともあっさりと過ぎてしまうものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



# 所得拡大促進税制の改正ポイント

所得拡大促進税制とは、給与等支給額が一定割合増加した場合に、当該増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）が限度）ができる制度です。この制度が平成26年度税制改正により見直されました。

登場人物  
F社 経理部長  
F社の 顧問税理士

とりあえず

し 26 税 所  
ま 年 制 の  
せ 3 改 拡  
ん 月 正 大  
よ 期 の 促  
ね の 進  
？

古門部長 顧問税理士

い 26 所  
た 年 得  
し 3 拡  
ま 月 大  
す 期 促  
。 の 進  
改 申 26  
正 告 年  
前 3 月  
の 期  
適 申 26  
用 告 年  
を 前 3  
判 期  
断 期  
を の  
し 適  
す 用  
。

古門部長 顧問税理士

除 26 3 27 満 が 要 3 た  
が 年 3 を 年 た 件 月 だ  
で 乗 3 満 改 改 満 26  
き せ 月 了 正 正 了 年  
ま して 期 した 後 了 前  
す 税 3 3 3 3 3 3  
額 分 月 月 月 月 月 月  
控 申 期 期 期 期 期 期  
を 告 申 申 申 申 申 申  
に 時 時 時 時 時 時

古門部長 顧問税理士

関 26 と  
た 年 り  
だ 3 あ  
し 月 え  
以 期 ず  
降 の 話  
の は  
話 ね

古門部長 顧問税理士

## 改正の内容

改正の内容は、主に次のとおりです。

### 1. 適用要件の見直し

改正前の要件から、主に次の3項目が改正されました。

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 改正① | 平成27年4月1日前開始適用年度・・・ <b>2%</b> 以上           |
|     | 平成27年4月1日～平成28年3月31日開始適用年度・・・ <b>3%</b> 以上 |
|     | 平成28年4月1日～平成30年3月31日開始適用年度・・・ <b>5%</b> 以上 |

#### [改正前の要件]

- ・基準年度と比較して雇用者給与等支給額が5%以上①増加
- ・雇用者給与等支給額が前年度以上である
- ・日雇い労働者を除いた国内雇用者②に対する平均給与等支給額が前年度以上③である

#### 改正③ 上回る

#### 継続雇用者

改正②

継続雇用者とは、適用年度及び前年度いずれも給与等の支給を受けている国内雇用者のうち、高年齢継続被保険者を除いた雇用保険一般被保険者をいいます。つまり、新卒者や退職者など変動の影響が出やすい給与分が除かれることを意味しています。

### 2. 適用期限の延長

2年延長し、法人は平成30年3月31日までの間に開始する事業年度まで、個人事業者は平成30年分までの適用となります。

この改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度から適用されます。そのため、平成26年3月決算など同日前に終了する事業年度について、改正前の要件は満たさないが改正後の要件は満たす場合には、同日を含む適用年度で上乗せして税額控除を受けることができる経過措置が設けられています。

なお、所得拡大促進税制は雇用促進税制との選択適用となります。雇用促進税制も適用期限が2年延長されました。両方適用できる場合には、どちらが有利か必ず検証しましょう。



## 食事代負担、見直しをお忘れなく



屋食用に弁当を希望する従業員に、弊社が業者へ一括発注して支給しています。これまで弁当代は1食あたり消費税（地方消費税分含む。以下同じ。）込み450円で、うち300円は従業員負担、150円は弊社負担でした。今年4月から弁当代が価格改定され、4月1日以後の配送から1食あたり消費税込み470円となりました。従業員負担をそのままにした場合、弊社負担は170円となりますが、従業員への給与課税となりますか？例えば従業員甲氏分の発注数が1ヶ月22回だった場合はどうでしょうか。なお、業者への支払いは弁当代のみで配送代等は別途かかっていません。



昼食用の弁当などを使用者が購入して役員又は使用人（以下「使用人等」）へ支給する場合の食事代負担について、使用人等が給与として課税を受けないためには、次の要件のいずれも満たさなければなりません（所基通36-38の2、平元直法6-1外）。

- (1) 使用人等の負担額が、食事の価額の半分以上であること
- (2) 次の金額が1ヶ月あたり3,500円（消費税抜き）以下であること  
（食事の価額－使用人等の負担額）

ご質問の場合に当てはめて、2つの要件のいずれも満たすかどうかみていきます。

使用人等の負担額が、食事の価額の半分以上であること

この場合における食事の価額とは、ご質問のような業者から購入して支給している場合には、業者に支払う金額を指します（所基通36-38）。ご質問では業者に支払うのは弁当代のみとあるため、1食あたりでの弁当代で要件に見合うか確認してみましょう。

〔従業員の負担額〕 300円

〔弁当代の半分〕  $470円 \times 50\% = 235円$   
 $300円 \geq 235円 \therefore$  条件を満たす

次の金額が1ヶ月あたり3,500円（消費税抜き）以下であること

（食事の価額－使用人等の負担額）

従業員甲氏分の1ヶ月22回の負担額を確認してみましょう。

〔弁当代－従業員の負担額〕

$(470円 - 300円) \times 22回 = 3,740円$

$3,740円 - (3,740円 \times \frac{8}{108}) =$

$3,460円$ （10円未満の端数切捨て）

$3,460円 \leq 3,500円 \therefore$  条件を満たす

以上のように1ヶ月22回の場合には、2つの要件のいずれも満たし、従業員負担をそのままにして御社の負担が増えても、従業員への給与とはなりません。

平成26年4月から消費税率が8%へと引き上げられ、ご質問のような価格改定がある事業者もいらっしゃることでしょう。さらに、昨今は材料代や光熱費、燃料費の高騰などを受けて弁当代の価格が上昇しているケースも見受けられます。一度使用人等の負担額を決めしまうと、負担額の見直しを忘れてしまう場合も考えられます。しかし価格が変動した場合には、食事代負担について現状のままで問題ないのかどうかの確認を行い、必要に応じて見直しを行いましょう。

なお、食事代負担とはいえ、現金補助をする場合には、深夜勤務者に対する夜食代としての支給（1食あたり消費税抜き300円以下）を除き、全額が給与として課税される点もあわせて確認しておきましょう（昭59・7直法6-5）。



## 4月から始まった産前産後休業期間中の保険料免除



子育て支援のひとつとして、平成26年4月から産前産後休業期間中の社会保険料を免除する制度が始まりました。今回はこの制度について解説しましょう。

### 制度の内容

産前産後休業期間中の保険料免除制度とは、産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間（産前産後休業期間）について、事業主の申出により、健康保険・厚生年金保険の保険料が被保険者分および事業主分がともに免除されるものです。保険料が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までとなります。

この制度は今年4月分の保険料から適用となり、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる人が対象となります。

### 手続き方法

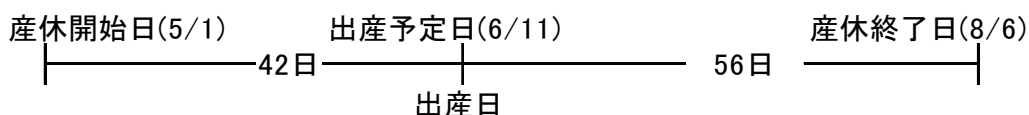
被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を産前産後休業期間中に年金事務所へ提出します。

実際の出産日が出産予定日と前後した場合には、産前産後休業期間が変更となり、これにより保険料の免除月も変わることがあります。

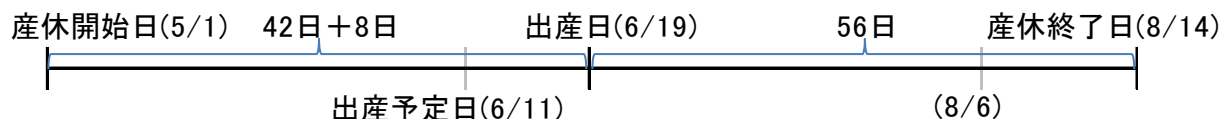
具体的には、出産前に保険料免除の申出を行っており、下記のケース2、ケース3のように出産予定日と出産日が異なる場合は、別途「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出し、産前産後休業期間を変更する必要があります。

例：5月1日から産休を開始し、出産予定日が6月11日の場合

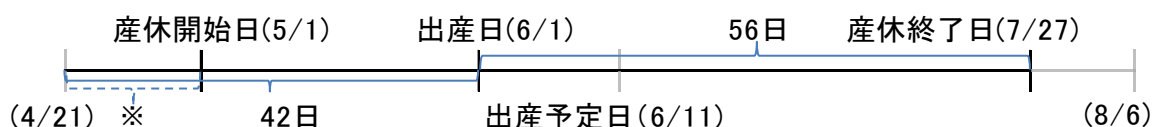
【ケース1：出産予定日(6/11)に出産した場合】保険料免除月→5月・6月・7月



【ケース2：出産予定日(6/11)より後(6/19)に出産した場合】保険料免除月→5月・6月・7月



【ケース3：出産予定日(6/11)より前(6/1)に出産した場合】保険料免除月→5月・6月※



※4月21日から4月30日までの期間については、労務に従事しなかった期間であれば休業開始日を変更することができます。その場合、保険料免除月は4月・5月・6月の3ヶ月となります。

保険料免除期間であっても被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として取り扱われます。事業主、従業員ともにメリットがある制度ですので、しっかりと理解し、手続きもれのないようにしましょう。

## 中小企業の退職金に関するデータ



今年3月に、厚生労働省より「平成25年就労条件総合調査」の結果が発表されました（※）。ここではその結果から、中小企業（30～99人規模）における定年退職者の退職給付額に関するデータをご紹介します。

### 7割が退職給付制度あり

上述の調査結果から、従業者規模が30～99人の調査対象企業で、退職給付（一時金・年金）制度があると回答した割合は、72.0%となりました。

### 管理職等では1,000万円超に

次に、職種、学歴、勤続年数階級別に定年退職者1人平均退職給付額について、19年と24年のデータをまとめると、右表のようになります。

管理・事務・技術職（以下、管理職等という）と現業職ともに、19年に比べ24年にはほとんどの勤続年数で1人平均退職給付額が減少していることがわかります。

管理職等の場合、1,000万円を超えるのは大学卒で勤続30年以上、高校卒で35年以上となっています。現業職では24年には1,000万円を超える学歴・勤続年数がみられなくなりました。

職種、学歴、勤続年数階級の定年退職者1人平均退職給付額

|           |        | 1人平均退職給付額 |       |       | 月収換算 |      |       |
|-----------|--------|-----------|-------|-------|------|------|-------|
|           |        | 19年       | 24年   | 増減率   | 19年  | 24年  | 増減率   |
|           |        | 万円        |       | %     | 月分   |      | %     |
| 管理・事務・技術職 | 大学卒平均  | 1,369     | 1,298 | -5.2  | 30.3 | 29.3 | -3.3  |
|           | 20～24年 | 986       | 612   | -37.9 | 22.3 | 13.8 | -38.1 |
|           | 25～29年 | 658       | 636   | -3.3  | 19.0 | 12.7 | -33.2 |
|           | 30～34年 | 1,750     | 1,478 | -15.5 | 34.6 | 25.6 | -26.0 |
|           | 35年以上  | 1,687     | 1,729 | 2.5   | 35.7 | 42.4 | 18.8  |
|           | 高校卒平均  | 1,268     | 875   | -31.0 | 33.7 | 26.4 | -21.7 |
|           | 20～24年 | 618       | 449   | -27.3 | 19.7 | 17.5 | -11.2 |
|           | 25～29年 | 723       | 632   | -12.6 | 23.1 | 19.5 | -15.6 |
|           | 30～34年 | 834       | 716   | -14.1 | 25.3 | 22.5 | -11.1 |
| 現業職       | 35年以上  | 1,723     | 1,268 | -26.4 | 40.4 | 33.5 | -17.1 |
|           | 高校卒平均  | 834       | 520   | -37.6 | 30.0 | 19.2 | -36.0 |
|           | 20～24年 | 618       | 195   | -68.4 | 20.0 | 8.4  | -58.0 |
|           | 25～29年 | 598       | 635   | 6.2   | 27.3 | 22.2 | -18.7 |
|           | 30～34年 | 1,087     | 584   | -46.3 | 38.6 | 13.1 | -66.1 |
|           | 35年以上  | 1,249     | 712   | -43.0 | 36.8 | 26.6 | -27.7 |
|           | 中学卒平均  | 719       | 478   | -33.5 | 24.3 | 19.3 | -20.6 |
|           | 20～24年 | 401       | 279   | -30.4 | 15.7 | 12.0 | -23.6 |
|           | 25～29年 | 575       | -     | -     | 21.7 | -    | -     |
|           | 30～34年 | 581       | 545   | -6.2  | 21.6 | 20.4 | -5.6  |
|           | 35年以上  | 990       | 398   | -59.8 | 29.3 | 21.7 | -25.9 |

厚生労働省平成20年、平成25年就労条件総合調査より作成

「退職給付額」は、平成19年および24年1年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計です。月収換算は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合です。

月収換算では、現業職の一部で1年分（12ヶ月）に満たない勤続年数がありますが、それ以外はおおむね1年以上の月数になっています。とはいえ、もっとも多いのが42.4ヶ月分で、4年（48ヶ月）には満たない状況です。この月数が多いか少ないかは判断の分かれるところですが、退職給付額を決める際の参考にはなるでしょう。

（※）平成25年就労条件総合調査

日本標準産業分類（平成19年11月改定）の15大産業に属する常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業から産業、規模別に層化して無作為に抽出した約6,100企業を対象に24年12月から25年1月に行われた調査。有効回答率は68.5%となっています。19年のデータは20年の調査結果によるものです。また、ここでいう現業職とは、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、運輸・通信従事者、技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者など、管理職等以外の労働者のことをいいます。詳細は次のURLのページで確認できます。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001014004>



## ビジネスで使える クラウドツール比較



今回は、ビジネスで利用することができる統合クラウドサービス「GoogleApps」と、その競合サービスとして登場してきた、Microsoft社の「Office365」についてご紹介します。

### 統合クラウドサービスとは

「Gmail」と聞くと、Google社が提供するWEBメールサービスであることを思い浮かべることができる方は多いことでしょう。他にもGoogle社は「Googleドライブ」や「Googleカレンダー」などといった、いわゆる“クラウド”ツールを多数提供しています。すでにこれらを利用している方も多くいらっしゃると思います。

さらにそれらクラウドツールをまとめた、「GoogleApps」というビジネス向けの“統合クラウドサービス”というものも存在します。こうした統合ツールを活用すると、個々のツールを関連付けて活用することが可能となり、より大きなメリットも得られるケースもあります。

それでは以下、「GoogleApps」と、その競合サービスとして最近登場してきた「Office365」についてご紹介します。

### 機能構成

GoogleApps、Office365ともに、できることに大きな違いはありません。主なサービスとして、WEBメール、ファイル保存、予定表、掲示板、ビデオ会議があります。

以上の点を各サービスの特徴として挙げましたが、統合クラウドサービスはGoogleとMicrosoftの激しい競争の結果、各ツールの機能・操作性・保存容量などがどんどんバージョンアップされています。実際の使い勝手などは、無料期間を利用して体験してみるとよいでしょう。

保存領域に関しても、GoogleAppsは30GB、Office365は50GBと、相当大きな容量が確保されています。

### 料金

最も安価なプランでは、アカウント毎の月額利用料としてGoogleApps：600円、Office365：490円があります。Office365のほうが安いものの、差はあまりないといえるでしょう（詳細は下の参考サイトでご確認ください）。

### 決定的に異なる点は

このように、GoogleAppsとOffice365ではそれほど大きな違いはないように思えますが、最も大きな差が一点だけあります。それは、「Office365にはOfficeのライセンスが付属するプランが存在する」点です。

Office365ではアカウント毎の月額利用料1,250円のプランを選択すると、表計算（EXCEL）、ワープロ（WORD）、プレゼンテーション（PowerPoint）などのライセンスが付属され、基本的には最新版が利用できます。

#### <参考サイト>

GoogleApps : <http://www.google.co.jp/intx/ja/enterprise/apps/business/>

Office365 : <http://www.microsoft.com/ja-jp/office/365/default.aspx>

※上記情報は2014年3月末時点のものとなります。

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2014年5月

## お仕事備忘録

### 1. 住民税の改定対応

### 2. 自動車税の納付

### 3. 夏季賞与検討・情報収集

### 4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

### 5. 夏に向けての準備

### 6. 健康診断の実施

#### 1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。

#### 2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

#### 3. 夏季賞与検討・情報収集

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

#### 4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあつては、今月下旬より協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されます。

#### 5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

#### 6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。



2014.5

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



| 日  | 曜日 | 六曜 | 項 目                                                       |
|----|----|----|-----------------------------------------------------------|
| 1  | 木  | 赤口 |                                                           |
| 2  | 金  | 先勝 |                                                           |
| 3  | 土  | 友引 | 憲法記念日                                                     |
| 4  | 日  | 先負 | みどりの日                                                     |
| 5  | 月  | 仏滅 | こどもの日<br>立夏                                               |
| 6  | 火  | 大安 | 振替休日                                                      |
| 7  | 水  | 赤口 |                                                           |
| 8  | 木  | 先勝 |                                                           |
| 9  | 金  | 友引 |                                                           |
| 10 | 土  | 先負 |                                                           |
| 11 | 日  | 仏滅 |                                                           |
| 12 | 月  | 大安 | ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分）<br>●一括有期事業開始届（建設業）届出              |
| 13 | 火  | 赤口 |                                                           |
| 14 | 水  | 先勝 |                                                           |
| 15 | 木  | 友引 |                                                           |
| 16 | 金  | 先負 |                                                           |
| 17 | 土  | 仏滅 |                                                           |
| 18 | 日  | 大安 |                                                           |
| 19 | 月  | 赤口 |                                                           |
| 20 | 火  | 先勝 |                                                           |
| 21 | 水  | 友引 | 小満                                                        |
| 22 | 木  | 先負 |                                                           |
| 23 | 金  | 仏滅 |                                                           |
| 24 | 土  | 大安 |                                                           |
| 25 | 日  | 赤口 |                                                           |
| 26 | 月  | 先勝 |                                                           |
| 27 | 火  | 友引 |                                                           |
| 28 | 水  | 先負 |                                                           |
| 29 | 木  | 大安 |                                                           |
| 30 | 金  | 赤口 |                                                           |
| 31 | 土  | 先勝 | ●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで<br>●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分） ※6月2日まで |